

第2章 将来人口と都市空間形成

第1節 将来人口

1. 定住人口

定住人口：平成 37 年度末『10 万人』を想定

人口減少、少子・高齢化が続く中、人口減少の抑制を図るとともに、人口構造の変化に対応した地域づくりが必要です。

本市では、出生率の向上や若年層の転出超過を改善することで、高齢者を支える世代の比率を維持しながら、**平成 37 年度末の定住人口の想定を 100,000 人**とします。

そのため、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援による出生率の向上や、働きやすさ、暮らしやすさの向上により定住・転入促進を図るとともに、人口構造が変化したとしても、誰もが住み続けられる地域づくりをめざして健康づくりや福祉、安全・安心に関する施策など、別に策定する「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り組みとの整合を図りながら各種施策を推進します。

なお、平成 37 年度末以降の長期的な将来の人口展望については、「河内長野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において定めることとします。

■ 年齢 3 区分人口の想定

| | | 平成 27 年度末 | 平成 32 年度末 | 平成 37 年度末 |
|---------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 0～14 歳 | 人数 | 12,255 人 | 11,303 人 | 11,138 人 |
| | 構成比 | 11.1% | 10.7% | 11.1% |
| 15～64 歳 | 人数 | 64,209 人 | 57,996 人 | 52,752 人 |
| | 構成比 | 58.4% | 55.0% | 52.7% |
| 65 歳以上 | 人数 | 33,489 人 | 36,081 人 | 36,311 人 |
| | 構成比 | 30.5% | 34.3% | 36.2% |
| 合計人数 | | 109,953 人 | 105,380 人 | 100,201 人 |

【想定人口の設定根拠】

- ・ 合計特殊出生率を段階的に上昇させ、平成 37 (2025) 年で 1.80 に設定。
- ・ 若い世代の転出超過の改善をめざし、子育て世代 (25～39 歳) の移動率⁸³を 1/2 に縮小して設定。
- ・ 高齢層 (75 歳以上) の生存率⁸⁴を府内トップレベルに設定。

83 移動率：一定の期間内における、人口総数に占める移動者数の比率のこと。

84 生存率：ある年齢階層の人口が、5年後の年齢まで生き残る率のこと。生残率ともいう。

(1) 出生率の向上

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実することにより、子育てをしやすい環境づくりを行います。あわせて、魅力ある教育の推進や雇用の確保と就労・労働環境の充実を図るなど、子育て世代の暮らしやすさを高めることにより、出生率の向上をめざします。

■ 関連する主な施策

施策No. 11 児童福祉の推進

- 子どもの権利擁護の推進
- 障がい児への支援の充実
- ひとり親家庭の自立生活への支援

施策No. 13 学校教育の充実

- 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」の育成
- 幼児期から青少年期まで、継続的な教育の取り組みの推進
- 地域総ぐるみで子どもを守り育む教育の実現

施策No. 19 男女共同参画の推進

- 女性の社会参画の推進

施策No. 12 子育て支援の充実

- 子どもを産み育てやすい環境の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 多様な保育サービスの充実
- 子育て世帯の経済的負担の軽減
- 仕事と子育ての両立に向けた支援

施策No. 14 青少年の健全育成の推進

- 青少年の健全な成長を支援する体制づくり
- 子どもたちの放課後の育ちの保障

施策No. 34 雇用の確保と 就労・労働環境の充実

- 就労環境の充実
- 労働環境の充実

■ 「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における主な位置づけ

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(2) 定住・転入促進

若い世代の定住を促進するため、安定した魅力あるしごとづくりが必要であることから、地域資源の活用による商工業や農林業、観光の分野にわたる産業の振興を図るとともに、雇用の創出・確保に取り組みます。

また、本市の恵まれた自然・歴史・文化や、良好な住環境などの地域資源を活かし、子どもや若者の郷土愛を育むとともに、本市への良好なイメージを定着・発信することで、定住促進やU・I・Jターン⁸⁵などの市外からの転入促進を図ります。

■関連する主な施策

施策No. 13 学校教育の充実

- 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」の育成
- 「ふるさと河内長野」に誇りを持ち、世界へも目を向ける人材の育成

施策No. 26 住宅環境の充実

- 住宅施策の充実
- 良質な市営住宅の供給
- 安全な住宅環境づくり

施策No. 32 農林業の振興

- 地域経済を支える農林業の推進
- 農林業の経営基盤の整備
- 地元農林産品の生産体制と販路拡大
- 魅力的で多様な目的に活用される農空間、森林空間の形成

施策No. 34 雇用の確保と 就労・労働環境の充実

- 就労環境の充実
- 労働環境の充実

施策No. 25 市街地整備の推進

- 集約連携都市づくりの推進
- 魅力ある中心市街地の整備
- 効果的な土地利用

施策No. 31 商工業の振興

- 商工業事業者に対する支援
- 魅力ある商業活動の推進
- 事業者の参入・育成につながる仕組みづくり

施策No. 33 観光の振興

- 地域資源の発掘と活用
- 観光振興のための仕組みづくり
- 観光魅力の発信

施策No. 35 都市ブランドの構築と魅力発信

- 市民との協働による都市ブランドの構築・推進
- 効果的な都市魅力の発信
- 移住者等の受け入れ体制の整備

■「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における主な位置づけ

基本目標 1 安定した雇用を創出する

基本目標 2 新しいひとの流れをつくる

85 U・I・Jターン：Uターン（地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること）、Iターン（地方から都市へ移住する、または都市から地方へ移住すること）、Jターン（地方から大規模都市へ移住した後、地方近くの中規模都市へ移住すること）の3つの人口過渡現象の総称。

(3) 誰もが住み続けられる地域づくり

子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持って、安全・安心に暮らし続けることができるよう、健康づくりの推進や防災・防犯対策などに取り組みます。また、人口減少への対応として、空き家対策やコンパクトな都市づくりに取り組むとともに、協働の促進や地域コミュニティの活性化を推進し、地域活力の維持・向上を図ります。

■ 関連する主な施策

施策No.1 危機管理・防災対策の推進

- 防災意識の普及・啓発
- 防災組織の強化
- 災害応急対策の充実
- 危機管理対策の推進

施策No.6 地域福祉の推進

- 地域福祉を推進する人材の育成
- 地域における支えあいの仕組みづくり
- 地域福祉活動団体等への支援と連携強化

施策No.10 健康づくりの推進と 医療体制の充実

- 生涯にわたる健康生活を支援する体制づくり
- 生涯現役で生活できる地域社会づくり
- 安心できる医療体制の充実

施策No.26 住宅環境の充実

- 住宅施策の充実
- 良質な市営住宅の供給
- 安全な住宅環境づくり

施策No.36 協働の推進と 地域コミュニティの活性化

- 市政に関する情報の共有と市民参画の推進
- 市民公益活動への支援
- 協働の促進
- コミュニティ活動の促進

施策No.3 防犯対策の推進

- 防犯意識の普及・啓発
- 防犯環境の整備促進

施策No.7 高齢者福祉の充実

- 地域における包括的なケア体制の整備
- 介護予防と生活支援の充実
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進

施策No.25 市街地整備の推進

- 集約連携都市づくりの推進
- 魅力ある中心市街地の整備
- 効果的な土地利用

施策No.29 公共交通の充実

- 公共交通によるネットワーク化の推進
- 公共交通サービスの充実

施策No.38 健全な財政運営の推進

- 公共施設等の適切な維持管理と有効活用

■ 「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における主な位置づけ

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

2. 活動人口

(1) 活動の場や機会の創出、活動参加の促進への支援

学習の成果を地域活動の解決や地域の活性化につなげていくため、くろまる塾講座の充実に加えて、庁内各課や地域活動団体・ボランティア等の外部団体との連携を推進し、学びを通じた学習の場の確保や人材の育成などを図ります。

また、自治会や各種団体、NPOなどが行う、コミュニティ活動や市民公益活動への支援を充実するとともに、多様な主体による協働を促進し、市民のまちづくりへの主体的な参画を促します。

■ 関連する主な施策

施策No. 15 生涯学習の推進

- 学習機会の提供及び学習活動支援の充実
- 社会教育の推進

施策No. 36 協働の推進と

地域コミュニティの活性化

- 市政に関する情報の共有と市民参画の推進
- 市民公益活動への支援
- 協働の促進
- コミュニティ活動の促進

■ 「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における主な位置づけ

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する



市民まつり



地域まちづくり協議会活動

第2節 都市空間形成

1. 将来都市構造

本市がめざすべき都市空間の将来の姿について、具体的な形や規模、配置や仕組みなどの都市構造を示します。

集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）

市内を南北に鉄道が貫き、5つの谷や丘陵部を切り開いた住宅地が広範囲に広がる本市の特徴を踏まえ、地域資源を活用しながら、地域の実情に即した地域主体のきめ細かなまちづくりを推進し、「拠点」と「ネットワーク」により構成する集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）をめざします。

（1）拠点の形成

主要3駅周辺を「都市拠点」（河内長野駅）及び「地域拠点」（千代田駅、三日市町駅）と位置づけ、行政サービスや生活利便施設などの都市機能を集積し、拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりを進めます。また、都市機能の拠点として、「行政拠点」、「消防・防災拠点」、「地域活性・交流拠点」を位置づけます。

さらに、南花台を周辺の開発団地の拠点である「丘の生活拠点」として位置づけるとともに、開発団地や既存集落などには、必要に応じて地域の実情に即した「小さな拠点」を設置し、日常生活サービスの補助や福祉・コミュニティの拠点としての機能の充実を図ります。

（2）地域圏の形成

「都市拠点」「地域拠点」を核として、公共交通ネットワークでつながるまとまりを「地域圏」と設定し、地域圏内（開発団地・既存集落）の住民が将来にわたって拠点の都市機能を利用できるよう、公共交通サービスを維持・発展させます。また、それぞれの地域圏で不足する機能やサービスなどは、地域圏同士で相互に連携しながら確保・維持します。

さらに、居住地域から離れたところに産業集積を図る「活力創造ゾーン」を設定し、企業誘致の推進や雇用の創出により人口減少の抑制を図ります。

（3）ネットワークの形成

「拠点」と市民生活が営まれるそれぞれの生活圏を含む「地域圏」、「地域圏同士」「市外との広域連携」など、道路や公共交通などの交通基盤、人的資源や地域のつながりを含めた、人、モノ、情報の交流が行われるネットワークを形成し、それぞれが有機的に連携・補完することで、質の高い暮らしを創出します。

■将来都市構造図



2. 土地利用の方針

(1) 「まち」の土地利用

① 拠点

- 鉄道・バス交通、商業施設等の都市機能が集積する河内長野駅周辺を都市拠点、行政サービスが集積する市役所周辺を行政拠点と位置づけます。
- 千代田駅周辺、三日市町駅周辺は、それぞれの地域特性に合わせ、商業や日常生活サービス機能等を集約していく地域拠点とします。
- 南花台の中心地は、幹線沿道も含めた商業集積を活かし、周辺地域の生活を支える「丘の生活拠点」と位置づけ、多世代が住み慣れた場所で安心して住み続けられるまち（スマートエイジング・シティ）の形成に取り組みます。

② 住環境

- 拠点周辺市街地では、教育・医療・福祉施設や住宅など様々な機能の立地誘導を推進するとともに、若者から高齢者まで、駅から歩いて暮らせるまちをめざします。
- 住宅を基本としながら商工業も点在する既成住宅地では、良好な住環境を確保します。
- 郊外部の丘陵地の住宅地は良好な住環境の保全に努めるとともに、地域の魅力向上に向け、空き家・空き地などの活用や、貸庭・貸農園・出張販売ステーションなどの土地の有効利用を検討し、地域コミュニティの維持・再生を図ります。
- 本市の財産である自然資源の「緑」をより特徴づけ、まちの品格を高める要素となっている傾斜地における緑地は、グリーンベルト⁸⁶として保全に努めます。
- 郷土への愛着心の醸成や地域コミュニティの活性化、交流人口増加を図るため、旧高野街道などの歴史文化資源を活用するとともに、景観保全のルールづくりや地区計画⁸⁷の策定も含め、まち並みの保全等について取り組みを進めます。

③ 産業

- 現に工場地と住宅地が混在する工業地を住工共生地として設定し、操業環境と住環境の共生を図る地域や操業環境を守る地域に分類し、快適に過ごすためのルールづくりなど、計画的な環境整備を推進します。
- 工業団地などは、工場等が集まる機能的な操業環境を維持していく産業集積地に設定します。

(2) 「里」の土地利用

① 拠点

- 奥河内ビジターセンターや地産地消レストラン、農産物直売所をはじめ、地域活性・交流施設が集積する地区を地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）に位置づけ、広域的な交流を推進する拠点とします。
- 消防本部・消防署が立地する地区を、消防・防災拠点と位置づけ、大阪河内長野線・堺アクセス道路の整備と合わせ広域的な防災の役割を担う拠点とします。

⁸⁶ グリーンベルト：段丘崖に形成された帯状の緑と、新住宅市街地の背景となる斜面地の連続した緑。緑の少ない市街地部にあっては身近な緑として、丘陵部の新住宅市街地にあっては背景緑地として機能している。

⁸⁷ 地区計画：住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画で、都市計画法に定められている。

② 住環境

- 5つの谷筋に点在する集落地では、良好な住環境の保全や自然や歴史などの特性を活かしたまちづくりに努めるとともに、集落の活力維持・向上を図り、地域の生活環境を向上します。
- ふるさと景観を有する里山は、生物多様性の確保、良好な景観形成、市民のレクリエーションなど、多面的な機能の保全・活用を推進します。
- 本市の財産である自然資源の「緑」をより特徴づけ、まちの品格を高める要素となっている傾斜地における緑地は、グリーンベルトとして保全に努めます（再掲）。

③ 産業

- 農業地域では、食料などの安定供給、良好な景観形成、市民のレクリエーションなど多面的な機能を有する貴重な農地の保全・活用を推進します。
- ふるさと農道などの沿道では、地権者や営農者の意向や暮らしに配慮しつつ、市全体の活性化、農林業の振興に資する施設の立地などについて検討を進めます。
- 活力創造ゾーンでは、本市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、農地保全、営農環境の保全に十分配慮しつつ、有効な土地利用を推進します。
- 社会情勢や地域のまちづくりの機運の高まりに伴い開発の可能性が高い地域は、周辺地域の環境に配慮した産業施設・地域活性化施設の立地誘導を推進します。

(3) 「森」の土地利用

- 本市の約7割を占める森林については、林業の生産の場、良好な景観の形成、レクリエーションや観光の場、保水など多様な公益的機能を有することから、保全・活用を推進します。
- 金剛生駒紀泉国定公園の一部となっている市域南部については自然公園地域として保全します。

